

愛媛大学共通教育科目規程

〔平成18年7月12日〕
規則第 167 号

(趣旨)

第1条 愛媛大学学則（以下「学則」という。）第11条に定める愛媛大学（以下「本学」という。）の共通教育科目に関し必要な事項は、学則等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(共通教育科目の実施)

第2条 本学の共通教育科目は、全学協力体制のもとに実施する。

2 共通教育科目に係る教育の企画、運営及び実施については、共通教育センターがこれに当たる。

(授業科目区分)

第3条 共通教育科目の区分は、次のとおりとする。

- (1) 初年次科目
- (2) 基礎科目
- (3) 教養科目
- (4) 発展科目
- (5) 留学生対象科目

(授業科目及び単位数)

第4条 共通教育科目の授業科目及び単位数は、別に定める。

(授業科目の登録)

第5条 本学の教授、准教授及び講師は、所定の手続により、担当可能な共通教育科目の授業科目の登録を行わなければならない。

(授業の担当)

第6条 前条の教員は、共通教育科目の授業を担当する。

2 共通教育科目の授業は、共通教育センター長が必要と認めたときは、所属する部局等の長の同意を得て、本学の助教も担当又は分担できるものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、共通教育科目に関し必要な事項は、愛媛大学教育・学生支援機構長が定める。

附 則

この規程は、平成18年7月12日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。